

中小事業者等に対する新型コロナウイルス感染症の影響に伴う

固定資産税の減免措置

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業等（個人事業主も含む）の税負担を軽減するため、事業者の所有する家屋や設備（償却資産）に係る令和3年度（2021年度）の固定資産税を、事業収入の減少率に応じ、ゼロまたは2分の1とします。

▶軽減される率

令和2年（2020年）2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入（※）の対前年同期比減少率	軽減率
50%以上減少の方	全額免除
30%以上50%未満減少の方	2分の1減免

※事業収入は、一般的な収益事業における売上高に当たります。給付金や補助金収入、事業外収益などの一時的な収入は含みません。

▶対象となる税金

設備等の償却資産および事業用家屋に対する令和3年度分の固定資産税

注：事業用の土地は軽減の対象外となります。

注：令和2年度分は軽減されません。

▶対象となる者

中小事業者等（※）で、美波町に償却資産及び事業用家屋を所有しており、かつ新型コロナウイルスの影響で事業収入が上記のとおり一定以上減少している方。

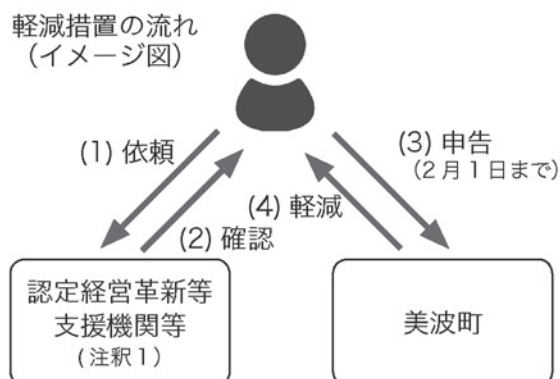
個人の場合	常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人 (租税特別措置法施行令第5条の3第9項に規定する中小事業者に該当する個人)
法人の場合	資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人 および、資本または出資を有しない法人のうち、従業員数が1,000人以下の法人（大企業の子会社を除く） (租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する中小事業者に該当する法人)

※大企業の子会社等（下記のいずれかの要件に該当する企業）は対象外となります。

- ①同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人または大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

▶軽減を受けるための手続き

軽減措置の流れ
(イメージ図)



▶注釈1

認定経営革新等支援機関等とは、国の認定を受けている税理士や金融機関、商工会議所などです。美波町では美波町商工会が該当いたします。

具体的な認定経営革新等支援機関については、中小企業庁ホームページ、金融庁ホームページでご確認ください。

▶注釈2

「(別紙) 特例対象資産一覧」および「償却資産申告書」の内容は、令和3年1月1日時点（賦課期日）の所有資産と一致している必要があります。